

令和4年度 小田原市立小中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について

1 調査期間 令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

2 調査項目 (1) 暴力行為 (2) いじめ (3) 長期欠席（不登校等）

3 調査結果

（全 国）文部科学省「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

※調査対象は国公立校（中学校には中等教育学校前期課程を含む。）

（神奈川県）「令和4年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」

※調査対象は公立校（中学校には中等教育学校前期課程を含む。）

（小田原市）教育指導課調べ ※調査対象は市立全小中学校（小学校25校、中学校11校）

(1) 暴力行為の状況

① 暴力行為の発生件数と1,000人あたりの発生件数（過去3年間、全国・県との比較）（件）

	校種	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		発生件数	1,000人あたり	発生件数	1,000人あたり	発生件数	1,000人あたり
全 国	小学校	41,056	6.5	48,138	7.7	61,455	9.9
	中学校	21,293	6.6	24,450	7.5	29,699	9.2
神奈川県	小学校	6,054	12.1	6,224	12.7	6,712	14.6
	中学校	1,708		1,953		2,526	
小田原市	小学校	74	8.4	211	24.3	179	21.4
	中学校	67	15.6	139	32.4	202	47.8

※神奈川県の中学校の数値は、中等教育学校前期課程を除く

② 暴力行為の形態（件）

形態	小学校	中学校
対教師暴力	16	19
生徒間暴力	156	165
対人暴力	0	4
器物破損	7	14
合計	179	202

③ 学年別加害児童生徒数（人）

学年	小学校	中学校
1年生	29	123
2年生	12	53
3年生	42	35
4年生	24	
5年生	33	
6年生	24	
合計	164	211

暴力行為は、令和3年度と比較して、小学校で32件の減少、中学校で63件の増加となりました。小学校での暴力件数は減少しましたが、加害児童数が令和3年度の135人から164人と増加しています。学年や発達段階を問わず、集団生活の中で自他の気持ちを理解し、適切な言動ができるような支援が引き続き必要です。

中学校での増加の要因は、部活動や学校行事等の活動に制限がなくなり、生徒同士が関わる機会が増えたことが考えられます。特に、新しい生活や人間関係などから発生するストレスの多い1年生の時期は、他の学年よりも多くなる傾向があり、配慮が必要となっています。

なお、暴力行為の内容としては、軽微なものも多く報告されており、ささいなことをきっかけに暴力行為に発展してしまうケースが多くなっています。

(2) いじめの状況

① いじめの認知件数と1,000人あたりの認知件数（過去3年間、全国・県との比較）（件）

	校種	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		認知件数	1,000人あたり	認知件数	1,000人あたり	認知件数	1,000人あたり
全 国	小学校	420,897	66.5	500,562	79.9	551,944	89.1
	中学校	80,877	24.9	97,937	30.0	111,404	34.4
神奈川県	小学校	19,287	35.6	25,770	47.7	31,869	59.5
	中学校	3,619		4,820		5,916	
小田原市	小学校	555	62.9	924	106.5	985	117.9
	中学校	244	56.8	196	45.6	293	69.4

② いじめの態様（複数回答）（件）

態様	小学校	中学校
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	457	157
仲間はずれ、集団による無視をされる	107	20
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする	261	22
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	44	18
金品をたかられる	5	5
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	61	21
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	80	20
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる	18	28
その他	35	18

③ いじめの解消率（％）

	小学校	中学校
令和 5年3月31日現在の状況	68.9	70.4
令和 5年7月20日現在の状況	98.1	98.7

いじめの認知件数は令和3年度と比較して、小学校で61件増加、中学校で97件増加しました。いじめの態様は、小中学校ともに「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が約半数を占め、さらに、小学校では「軽くぶつ」「たたく」など暴力行為につながる内容も多くなっています。

中学校では暴力行為の増加原因と同様に、部活動や学校行事等の活動に制限がなくなり、生徒同士が関わる機会が増えたことが理由と考えられます。

いじめの認知件数の割合は全国・県と比較すると多くなっていますが、これは、教職員が「いじめ防止対策推進法」の定義に沿って、積極的な認知と早期発見・早期対応に努めている成果であり、いじめの解消率の高さにもつながっていると考えられます。

中学校では、令和3年度と比較して、いじめ解消率が低下していますが、これは、SNSを通じたトラブルの増加により、学校内だけでは把握・対応しきれないため、中長期的な支援が必要であると認識し、見守り等を継続しているためのものです。

(3) 長期欠席の状況

① 不登校者数と出現率（過去3年間、全国・県との比較）

	校種	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		不登校者数 (人)	出現率 (%)	不登校者数 (人)	出現率 (%)	不登校者数 (人)	出現率 (%)
全 国	小学校	63,350	1.00	81,498	1.30	105,112	1.70
	中学校	132,777	4.09	163,442	5.00	193,936	5.98
神奈川県	小学校	5,126	1.15	6,267	1.42	7987	1.83
	中学校	9,141	4.56	10,389	5.13	12,336	6.12
小田原市	小学校	112	1.27	138	1.59	123	1.47
	中学校	219	5.09	228	5.22	282	6.68

令和2年度から不登校者数は、(欠席日数+出席停止日数)が30日以上を対象としている。

② 不登校の要因（主たる要因） (人)

分類	小学校	中学校
学校における人間関係に課題	8	22
学業の不振	5	4
進路に係る不安、学校生活等の不適応	2	11
親子の関わり方、家庭環境等	16	25
生活リズムの乱れ、あそび、非行	19	35
無気力、不安	65	170
その他	8	15
合計	123	282

③ 学年別不登校者数 (人)

小学校														中学校							
1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計		1年		2年		3年		合計	
継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規
4	2	6	2	14	12	8	16	21	22	16	54	69	40	34	49	52	70	37	174	108	
4		8		16		20		37		38		123		74		101		107		282	
R3不登校者数		4		11		14		30		30				49		57		89			

不登校者数は、令和3年度と比較して、小学校で15人減少（出現率：0.12ポイント減）、中学校では54人増加しました（出現率：1.46ポイント増）。小学校で不登校者数が減少し、出現率が全国や神奈川県を下回りましたが、本市のここ数年の状況としては、全国や神奈川県と同様に緩やかに増加しています。また、中学校の出現率は依然として、全国や神奈川県よりやや高い状況となっています。

不登校の主たる要因としては、小中学校とも「無気力、不安」によるものが多く、全体の約60%を占めています。欠席が続くことで、昼夜が逆転して、生活のリズムを乱してしまっている児童生徒も多くいます。

学年別不登校者数では、前年度から継続している児童生徒が多く、一度学校から離れてしまうと、なかなか登校を再開できていない状況です。また、学年が上がるにつれて、不登校者が増加しており、中学校では、特に2年生の新規不登校生徒数が増えています。

4 今後の主な取組

令和4年度は新型コロナウイルス感染症によって制限されていた様々な学校生活（特に中学校では部活動）に制限がなくなり、児童生徒同士が対面で共に学び、共に活動する機会が増加しました。それに伴い、今までよりも人との距離が近くなることで生じるトラブルや不安、悩みなどを上手に処理できずに、一人で抱え込んでしまったり、感情のコントロールができなくなったり、精神的に不安定になったりしてしまうことによって、暴力行為、いじめ、不登校等の不適応行動として表れていると考えられます。

これからの新しい社会（Society5.0）を生き抜いていく上で必要な情報教育（SNS等の正しい利用方法含む。）も求められていく中で、家庭・学校・地域が協力して、子どもたち一人ひとりを見守るとともに、学校では、できるだけ早い段階からコミュニケーションスキルを高める学習を取り入れ、児童生徒が安心して学校生活を送れるような環境づくりを進めていきます。

<暴力行為・いじめ>

- 各学校では、児童生徒一人ひとりが自己理解や他者理解の大切さを認めることができるように、道徳科の授業を柱に教育活動全体を通して、人権教育の充実に努めます。また、一人ひとりが持つ特性や生活環境の違いを教職員全体で把握し、個に寄り添った指導・支援ができるようにします。さらに、スクリーニングシート等の活用によるプッシュ型の面談を実施するなど、教育相談の充実に努め、SOSが出せない児童生徒の早期発見・早期対応を心掛けます。
- 市教育委員会では、児童生徒の現状や課題に焦点を当てた「児童生徒指導研修会」を実施し、教職員に対して、市の現状や課題を情報提供するとともに、これからの時代に沿った指導・支援の方法についての講義を引き続き行っていきます。また、小田原地区学校・警察連絡協議会と協力して、関係機関や各校との情報共有を行い、諸問題の解決に向けた取組を進めていきます。さらに、神奈川県弁護士会との連携を継続し、いじめの未然防止に向けた「いじめ予防教室」を実施します。
- 暴力行為やいじめによって重大な被害が生じる可能性がある場合は、警察や関係機関等と連携しながら対応します（学校警察連携制度）。また、いじめ問題については、学校・家庭・地域が協力して解決するものという認識のもと、学校運営協議会や小田原市いじめ問題対策連絡会等を通して情報の共有等を行い、いじめの未然防止に努めます。

<長期欠席（不登校等）>

- 各学校では、確かな学力の向上や豊かな人間性を育む取組を通して、魅力ある学校づくりを目指し、児童生徒の自己肯定感・自己有用感を育み、チームとして児童生徒一人ひとりに寄り添った支援による不登校の未然防止に努めます。
近年、不登校の要因や背景が多様化・複雑化していることから、初期の段階での適切なアセスメントや支援体制が作れるよう、各校で校内支援体制を整えるとともに、個々の状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門的な人材や、子ども若者支援課や児童相談所などの様々な機関と連携しながら取組を進めます。
- 市教育委員会では、不登校または不登校傾向の児童生徒や保護者に対する教育相談、教育相談指導学級の運営等により学校以外の支援環境の充実に努めるとともに、不登校生徒訪問相談員の配置等により児童生徒理解に基づいた日々のケアや保護者へのサポートを継続させていきます。
また、教職員の資質向上のため、登校支援担当者連絡会議を実施するとともに、不登校児童生徒の状況と、今後の支援を学校と共有するために、年2回の学校訪問を行います。
- 不登校支援では、早期発見と早期対応が重要であると考えています。児童生徒や保護者を孤立させないために、『おだわら子ども若者教育支援センターは一もにい』の取組等を地域や保護者に周知するとともに、学校のみならず、外部機関とも連携したチーム支援による体制づくりがスムーズにできるよう、小田原市登校支援関係機関連絡会を実施し、情報共有や不登校にかかわる課題についての協議を行っていきます。

事務担当) 教育指導課指導係 TEL 33-1684
教育指導課教育相談係 TEL 46-6093